

令和5年度
指定障害福祉サービス事業者等指導調書

【集団指導の参加状況について、記入してください。】

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| No. 1 指定居宅介護 | No. 2 指定重度訪問介護 |
| No. 3 指定同行援護 | No. 4 指定行動援護 |

事業所の名称		
事業所の所在地		
事業者の名称		
事業所番号	461	
指導年月日	令和 年 月 日	
指導調書作成担当者		
立会者 (事業所側)	職名	氏名
	職名	氏名
	職名	氏名
連絡先等	電話	
	FAX	
	Eメール アドレス	
	HP アドレス	
指導監査課	班長	氏名
	班員	氏名
	班員	氏名

※ 太枠内のみ事業所において、記入してください。

※ A4サイズで出力してください。

Q 本市が実施する集団指導に出席していますか。

※本市ホームページ掲出の資料を確認し『確認票』を提出した事業所は、「出席」としてください。

<過去3年の出席状況>

令和 年度・・・(出席 : 欠席)
 令和 年度・・・(出席 : 欠席)
 令和 年度・・・(出席 : 欠席)

➢ 集団指導は、毎年開催し、自立支援サービス等の取扱い、自立支援給付に係る請求の内容、制度改正内容、障害者虐待事案及び実地指導における指摘事項をはじめとした過去の指導事例等について、当日の資料に掲載のない情報も含め、伝達を行いますので、欠席した事業所においては、次回集団指導に、必ず出席してください。

《目 次》

I 実地指導当日準備する必要書類 · · · · ·	2
II 主眼事項及び着眼点等（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）	
第1 基本方針 · · · · ·	3
第2 人員に関する基準	
1 従業者の員数 · · · · ·	4
2 サービス提供責任者 · · · · ·	4
3 管理者 · · · · ·	6
4 人員の特例要件 · · · · ·	6
第3 設備に関する基準 · · · · ·	7
第4 運営に関する基準	
1 内容及び手続の説明及び同意 · · · · ·	7
2 契約支給量の報告等 · · · · ·	8
3 提供拒否の禁止 · · · · ·	9
4 連絡調整に対する協力 · · · · ·	9
5 サービス提供困難時の対応 · · · · ·	9
6 受給資格の確認 · · · · ·	9
7 介護給付費の支給の申請に係る援助 · · · · ·	9
8 心身の状況等の把握 · · · · ·	10
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等 · · · · ·	10
10 身分を証する書類の携行 · · · · ·	10
11 サービスの提供の記録 · · · · ·	10
12 指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）事業者が 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等 · · · · ·	11
13 利用者負担額等の受領 · · · · ·	11
14 利用者負担額等に係る管理 · · · · ·	12
15 介護給付費の額に係る通知等 · · · · ·	12
16 指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）の基本取扱方針 · · · · ·	12
17 指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）の具体的な取扱方針 · · · · ·	13
18 居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）計画の作成 · · · · ·	13
19 同居家族に対するサービス提供の禁止 · · · · ·	13
20 緊急時等の対応 · · · · ·	14
21 支給決定障害者等に関する市への通知 · · · · ·	14
22 管理者及びサービス提供責任者の責務 · · · · ·	14
23 運営規程 · · · · ·	14
24 介護等の総合的な提供 · · · · ·	15
25 勤務体制の確保等 · · · · ·	15
26 業務継続計画の策定 · · · · ·	17
27 衛生管理等 · · · · ·	18
28 揭示 · · · · ·	20
29 身体拘束等の禁止 · · · · ·	21
30 密密保持等 · · · · ·	22
31 情報の提供等 · · · · ·	22
32 利益供与等の禁止 · · · · ·	22
33 苦情解決 · · · · ·	22
34 事故発生時の対応 · · · · ·	23
35 虐待の防止 · · · · ·	24
36 会計の区分 · · · · ·	25
37 記録の整備 · · · · ·	25
38 電磁的記録等 · · · · ·	26
第5 変更の届出等 · · · · ·	27
第6 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い	
1 基本事項 · · · · ·	28
2 障害福祉サービス費	
○ 居宅介護サービス費 · · · · ·	28
○ 重度訪問介護サービス費 · · · · ·	35
○ 同行援護サービス費 · · · · ·	41
○ 行動援護サービス費 · · · · ·	45

(参考)

主な根拠法令等 · · · · ·

49

実地指導当日準備する必要書類

1	勤務表、出勤簿	有・無
2	登録証、免許証	有・無
3	契約書、重要事項説明書	有・無
4	利用料金等の説明文書、パンフレットなど	有・無
5	受給者証（写）	有・無
6	看護・介護記録、居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）計画等	有・無
7	辞令又は雇用契約書	有・無
8	職員の研修の記録	有・無
9	業務継続計画	有・無
10	衛生管理等に関する記録	有・無
11	秘密保持に関する就業時の取り決め（雇用契約書、誓約書など）	有・無
12	秘密保持に関する利用者の同意書	有・無
13	苦情解決に関する記録（マニュアル、処理簿など）	有・無
14	事故に関する記録（マニュアル、処理簿など）	有・無
15	緊急時の連絡体制に関する書類	有・無
16	損害賠償保険証書	有・無
17	変更届（控）	有・無
18	金銭台帳の類	有・無
19	介護給付費又は訓練等給付費請求書（控）	有・無
20	介護給付費又は訓練等給付費明細書（控）	有・無
21	サービス提供実績記録票（控）	有・無
22	サービス提供証明書（控）	有・無

注1 実地指導対象期間は、令和4年4月1日から実地指導当日までです。その期間に
 対応した上記書類を準備してください。

注2 その他の書類についても当日提示していただく場合があります。

主眼事項	着眼点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
第1 基本方針	<p>(1) 利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めているか。</p> <p>(2) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</p> <p>(3) 法第36条第3項第1号の申請者は、法人としているか。</p> <p>(4) 指定居宅介護の事業にあっては、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。</p> <p>(5) 指定重度訪問介護の事業にあっては、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する障害者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。</p> <p>(6) 指定同行援護の事業にあっては、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。</p> <p>(7) 指定行動援護の事業にあっては、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者が行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。</p>	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない	<input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 個別支援計画 <input type="checkbox"/> ケース記録 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 研修計画、研修実施記録 <input type="checkbox"/> 虐待防止関係書類 <input type="checkbox"/> 体制の整備をしていることが分かる書類 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 個別支援計画 <input type="checkbox"/> ケース記録 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 個別支援計画 <input type="checkbox"/> ケース記録 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 個別支援計画 <input type="checkbox"/> ケース記録 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 個別支援計画 <input type="checkbox"/> ケース記録	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	法第43条 平24条例52第3条第2項 平24条例52第3条第3項 平24条例52第3条第4項 平24条例52第4条第1項 平24条例52第4条第2項 平24条例52第4条第3項 平24条例52第4条第4項	

主眼事項	着眼点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
第2 人員に関する基準 1 従業者の員数	(1) 指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で、2.5以上となっているか。 常勤換算 () 人	いる・いない	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「常勤換算方法」 総従業者の1週間の勤務延べ時間数 ÷ 当該事業所において常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。） ○ 「勤務延べ時間数」 勤務表上、サービス等の提供に従事する時間又は準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数。 なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。 	<input type="checkbox"/> 勤務実績表 <input type="checkbox"/> 出勤簿（タイムカード） <input type="checkbox"/> 勤務体制一覧表 <input type="checkbox"/> 従業者の資格証	法第43条第1項 平24条例52第5条第1項 平18厚告538第1条 平18障発第1206001号 第二の2(1) 平18障発第1206001号 第二の2(2)	
2 サービス提供責任者	<p>(1) 指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）事業所ごとに、常勤の者であって専ら指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としているか。 (ただし、管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。なお、当該者の員数については、事業の規模に応じて、常勤換算方法によることができる。)</p> <p>(2) サービス提供責任者の配置の基準は、次のいずれかに該当する員数を置いているか。</p> <p>【指定居宅介護、同行援護、行動援護事業所】</p> <p>ア 月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が概ね450時間又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>イ 従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>ウ 利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>【指定重度訪問介護事業所】</p> <p>ウ 月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が概ね1,000時間又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>エ 従業者の数が20人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>オ 利用者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上</p>	いる・いない いる・いない	<p>【指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）事業所】共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の規模に応じて、常勤換算方法によることができることとされたが、サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員については、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合には、32時間を基本とする。）の2分の1以上に達している者でなければならない。 <p>【指定居宅介護（同行援護、行動援護）事業所】のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 常勤割合が比較的高いなど、従業者1人当たりのサービス提供時間が多い場合は、月間の延べサービス提供時間が450時間を超えていても、従業者の数が10人以下であれば、(2)イの基準によりサービス提供責任者は1人で足りる。 (例) 常勤職員4人で、そのサービス提供時間が合わせて320時間、非常勤職員が6人で、そのサービス提供時間が合わせて200時間である場合、当該事業所の延べサービス提供時間は520時間となるが、イの基準により、配置すべきサービス提供責任者は1人で足りる。 	<input type="checkbox"/> サービス提供責任者の勤務形態が分かる書類 <input type="checkbox"/> 勤務実績表 <input type="checkbox"/> 出勤簿（タイムカード） <input type="checkbox"/> 勤務体制一覧表 <input type="checkbox"/> 従業者の資格証	平24条例52第5条第2項 第三の1(2) 平18障発第1206001号 第三の1(2) 平18障発第1206001号 第三の1(5)	

主眼事項	着眼点	自己評価
	<p>(3) サービス提供責任者については、次のいずれかに該当する常勤の従業者から選任しているか。</p> <p>ア 介護福祉士 イ 実務者研修修了者 ウ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修修了者 エ 居宅介護従業者養成研修の1級課程修了者 オ ウの居宅介護従業者養成研修の2級課程修了者であって3年以上介護等の業務に従事した者 (なお、介護保険法上の指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当するものについても、アからエまでと同様に取り扱って差し支えない。)</p> <p>(4) 指定同行援護事業所のサービス提供責任者については、次のア及びイの要件を満たすもの又は厚生労働大臣が定める者（国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科）の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者を選任しているか。</p> <p>ア (3)のアからオのいずれかの要件に該当するもの イ 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）</p> <p>(5) 指定行動援護事業所のサービス提供責任者については、次のいずれの要件も満たしているか。</p> <p>ア (3)のアからオのいずれかの要件に該当するもの又は行動援護従業者養成研修課程を修了した者 イ 令和6年3月31日までの間においては、知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に5年以上従事した経験を有するもの</p>	いる・いない
		いる・いない
		いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
		平18障発第1206001号 第三の1(2)	
○ 2級課程の研修を終了した者であって、3年以上介護等の業務に従事した者をサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものであることから、事業者はできる限り早期に、これに該当するサービス提供責任者に介護職員基礎研修若しくは1級課程の研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならぬ。		平18障発第1206001号 第三の1(6)	
		平18障発第1206001号 第三の1(7)	

主眼事項	着眼点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
3 管理者	<p>指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p> <p>（ただし、指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。）</p>	いる・いない	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。 <p>ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができる。</p> <p>なお、管理者は、指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）の従業者である必要はない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）事業所の従業者としての職務に従事する場合 ② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所又は施設等がある場合に、当該他の事業所又は施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理者の勤務形態が分かる書類 ○ 勤務実績表 ○ 出勤簿（タイムカード） ○ 勤務体制一覧表 ○ 従業者の資格証 	平24条例52 第6条	
4 人員の特例要件 (1) 介護保険との関係	<p>（1）介護保険法による指定訪問介護事業者が、指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護の事業を行う場合は、当該介護保険法上の指定を受けていることをもって、基準を満たしているものと判断して差し支えないが、当該指定基準を満たしているか。</p>	介護保険法上の指定 あり・なし				
(2) 指定居宅介護事業者が、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護の事業を併せて行う場合の要件	<p>（2）指定居宅介護事業者が、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護の事業を併せて行う場合の要件</p> <p>ア 従業者（ホームヘルパー） 当該事業所に置くべき従業者の員数は、一の指定居宅介護事業所として置くべき従業者の員数で足りる。（指定居宅介護事業者、指定重度訪問介護事業者、指定同行援護事業者及び指定行動援護事業者のうちの3つ以上の指定を受ける場合も同様とする。）</p> <p>イ サービス提供責任者 当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、指定重度訪問介護、指定同行援護及び指定行動援護を合わせた事業の規模に応じて1以上で足りる。（同上）</p> <p>ウ 管理者 当該事業所に置くべき管理者が、指定重度訪問介護事業所、指定同行援護事業所及び指定行動援護事業所の管理者の業務を兼務することは差し支えない。（同上）</p>	併せて行う事業 あり・なし			平18障発第 1206001号 第の三1(8)	

主眼事項	着眼点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
第3 設備に関する基準 設備及び備品等	<p>(1) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービス（重度訪問介護、同行援護、行動援護）の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。</p> <p>(2) 事務室又は事業を行うための区画については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースが確保されているか。</p> <p>(3) サービス（重度訪問介護、同行援護、行動援護）に必要な設備及び備品等が備えられているか。 特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。 (ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合で、指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。)</p>	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。 なお、この場合に、区分がされていなくとも業務に支障がないときは、指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）の事業を行うための区画が明確に特定されれば足りる。 ○ 事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。 	○ 適宜必要と認められる資料	法第43条第2項 平24条例52第8条第1項 平18障発第1206001号 第三の2(1) 平18障発第1206001号 第三の2(2)	平18障発第1206001号 第三の2(3)
第4 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び同意	<p>(1) 指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）事業者は、支給決定障害者等が利用の申込みを行ったときは、利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をし、利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行っているか。 また、指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）事業者は、社会福祉法第77条（利用契約の成立時の書面の交付）の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 (なお、利用者の承諾を得た場合には書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。)</p>	いる・いない いる・いない いる・いない	<ul style="list-style-type: none"> ○ 書面交付事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 当該事業の経営者が提供する指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）の内容 ③ 当該指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ④ 指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）の提供開始年月日 ⑤ 指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）に係る苦情を受け付けるための窓口 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重要事項説明書 ○ 利用契約書（利用者または家族の署名捺印） ○ 重要事項説明書 ○ 利用契約書（利用者または家族の署名捺印） ○ その他利用者に交付した書面 	法第43条第2項 平24条例52第9条第1項 平18障発第1206001号 第三の3(1)	平24条例52第9条第2項

主眼事項	着眼点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
2 契約支給量の報告等	<p>(1) 指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）を提供するときは、サービスの内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）の利用に関する契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受給者証への記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ①当該事業者及びその事業所の名称 ②当該指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）の内容 ③当該事業者が当該利用者に提供する月当たりのサービスの提供量（契約支給量） ④契約日等 ○ 当該契約に係る指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）の量を記載すること。 ○ 受給者証に記載すべき契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えてはならない。 ○ 指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）事業者は、(1)の規定による記載をした場合には、遅滞なく市に対して、当該記載事項を報告すること。 	<p>○ 受給者証（写）</p> <p>○契約内容報告書</p> <p>○契約内容報告書</p> <p>○受給者証（写）</p> <p>○契約内容報告書</p>	<p>平24条例52第10条第1項 平18障発第1206001号 第三の3(2)</p> <p>平24条例52第10条第2項</p> <p>平24条例52第10条第3項</p> <p>平24条例52第10条第4項</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
3 提供拒否の禁止	正当な理由がなく指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）の提供を拒んでいないか。 特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。	いる・いない いる・いない
4 連絡調整に対する協力	指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）の利用について市又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	いる・いない
5 サービス提供困難時の対応	通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難である場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	事例 あり・なし ありの場合、 いる・いない
6 受給資格の確認	サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、有効期間、支給量等を確かめているか。	いる・いない
7 介護給付費の支給の申請に係る援助	(1) サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	いる・いない いる・いない

チ ェ ッ ク ポ イ イ ント	関 係 書 類	根 拠 法 令	特 記 事 項
○ 提供を拒むことのできる正当な理由 ① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）を提供することが困難な場合 ④ 入院治療が必要な場合	○適宜必要と認め る資料	平 24 条例 52 第 11 条 平 18 障発第 1206001 号 第三の 3(3)	
	○適宜必要と認め る資料	平 24 条例 52 第 12 条	
	○適宜必要と認め る資料	平 24 条例 52 第 13 条	
	○ 受給者証（写）	平 24 条例 52 第 14 条	
	○適宜必要と認め る資料	平 24 条例 52 第 15 条第 1 項	
	○適宜必要と認め る資料	平 24 条例 52 第 15 条第 2 項	

主眼事項	着眼点	自己評価
8 心身の状況等の把握	サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	いる・いない
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) サービスを提供する際は、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスの提供者との密接な連携に努めているか。 (2) サービスの提供の終了の際は、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	いる・いない いる・いない
10 身分を証する書類の携行	(1) 従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 (2) 証書等には、事業所の名称、当該従業者の氏名を記載しているか。	いる・いない いる・いない
11 サービスの提供の記録	(1) サービスを提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しているか。 (2) (1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）を提供したことについて確認を受けているか。	いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
	○アセスメント記録 ○ケース記録	平24条例52第16条	
	○個別支援計画 ○ケース記録	平24条例52第17条第1項	
	○個別支援計画 ○ケース記録	平24条例52第17条第2項	
○適宜必要と認められる資料		平24条例52第18条 平18障発第1206001号 第三の3(8)	
○ 証書等には、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいこと。			
○ 利用者及び指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）事業者が、その時点での指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）の利用状況等を把握できるようにするため、当該指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）の提供日、提供したサービスの具体的な内容（例えば、身体介護と家事援助の別等）、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならない。	○サービス提供の記録 ○サービス提供の記録	平24条例52第19条第1項 平18障発第1206001号 第三の3(9) 平24条例52第19条第2項	

主眼事項	着眼点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
12 指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 事業者がサービスを提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求める能够性は、金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるもので、支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにし、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p>	いる・いない いる・いない	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えない。 <ul style="list-style-type: none"> ① 指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。 ② 利用者等に求める金額、その使途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○適宜必要と認める資料 <ul style="list-style-type: none"> ・金銭台帳の書類 ・請求書及び領収書(控) ・介護給付費等明細書(控) ・運営規程 	平24条例52第20条第1項 平18障発第1206001号 第三の3(10)	
13 利用者負担額等の受領	<p>(1) サービスを提供した際は、支給決定障害者等からサービスに係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、支給決定障害者等からサービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) (1)及び(2)の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを提供する場合に、支給決定障害者等から受けることのできる、それに要した交通費の額の支払いを受けているか。</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、領収証を支給決定障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(5) (3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、同意を得ているか。</p>	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない	<ul style="list-style-type: none"> ○請求書 ○領収書 ○請求書 ○領収書 ○請求書 ○領収書 ○領収書 ○重要事項説明書 	<ul style="list-style-type: none"> ○請求書 ○領収書 ○請求書 ○領収書 ○請求書 ○領収書 ○領収書 ○重要事項説明書 	平24条例52第21条第1項 平24条例52第21条第2項 平24条例52第21条第3項 平24条例52第21条第4項 平24条例52第21条第5項	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
14 利用者負担額等に係る管理	<p>支給決定障害者等の依頼を受け、利用者が同一の月に当該事業者が提供するサービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該サービス及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。</p> <p>この場合において、事業者は、利用者負担額合計額を市に報告し、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	いる・いない いる・いない
15 介護給付費の額に係る通知等	<p>(1) 法定代理受領により市からサービスに係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 法定代理受領を行わないサービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	いる・いない いる・いない
16 指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）の基本取扱方針	<p>(1) サービスについては、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。</p> <p>(2) 提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	いる・いない いる・いない

チ ェ ッ ク ポ イ イ ント	関 係 書 類	根 拠 法 令	特 記 事 項
	<ul style="list-style-type: none"> ○適宜必要と認める資料 ・利用者負担額上限管理通知(控) 	平24条例52第22条	
	<ul style="list-style-type: none"> ○通知の写し ○サービス提供証明書の写し 	平24条例52第23条第1項 平24条例52第23条第2項	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）は、漫然かつ画一的に提供されることはがないよう、個々の利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切に提供されなければならない。 提供された指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）については、目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）計画の見直しを行うなど、その改善を図らなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○適宜必要と認める資料 ・サービス提供証明書（控） ・個別支援計画（利用者ごと） ・ケース記録など 	平24条例52第24条第1項 平18障発第1206001号 第三の3(14) 平24条例52第24条第2項	

主眼事項	着眼点	自己評価
17 指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）の具体的取扱方針	<p>事業所の従業者が提供するサービスの方針は次に掲げるところとなっているか。</p> <p>① サービスの提供に当たっては、居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。</p> <p>② サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>③ サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行っているか。</p> <p>④ 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。</p>	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
18 居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）計画の作成	<p>(1) サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載したサービス計画を作成しているか。</p> <p>(2) サービス提供責任者は、サービス計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該計画を交付しているか。</p> <p>(3) サービス提供責任者は、サービス計画作成後においても、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて、計画の変更を行っているか。</p> <p>(4) サービス計画に変更のあった場合、(1) 及び (2) に準じて取り扱っているか。</p>	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
19 同居家族に対するサービス提供の禁止	従業者に、その同居の家族である利用者に対するサービスの提供をさせてはいられないか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
○ 指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うべきものであること。	○適宜必要と認める資料	平24条例52第25条 平18障発第1206001号 第三の3(15) 平24条例52第25条第1号	
		平24条例52第25条第2号	
		平24条例52第25条第3号	
		平24条例52第25条第4号	
○ 居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）計画書の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）の提供によって解決すべき課題を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかにしているか。	○個別支援計画（利用者または家族の署名） ○交付した記録 ○アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類	平24条例52第26条第1項 平18障発第1206001号 第三の3(16) 平24条例52第26条第2項 平24条例52第26条第3項 平24条例52第26条第4項	
○ サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行っているか。	○適宜必要と認める資料	平24条例52第27条	

主眼事項	着眼点	自己評価
20 緊急時等の対応	利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	いる・いない
21 支給決定障害者等に関する市への通知	支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。	事例 あり・なし ありの場合、 いる・いない
22 管理者及びサービス提供責任者の責務	(1) 管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行ってい るか。 (2) 管理者は、事業所の従業者に必要な指揮命令を行っているか。 (3) サービス提供責任者は、「サービス計画の作成」業務のほか、 事業所に対する利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行っているか。	いる・いない いる・いない いる・いない
23 運営規程	事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑨ その他運営に関する重要な事項	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
	○緊急時対応マニュアル ○ケース記録 ○事故等の対応記録	平 24 条例 52 第 28 条	
	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 29 条	
	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 30 条第 1 項	
	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 30 条第 2 項	
	○利用申込時の記録 ○サービス提供内容を管理していることが分かる書類（運営規程等）	平 24 条例 52 第 30 条第 3 項	
○ 「虐待の防止のための措置事項」は具体的には以下の事項を指す。 ア 虐待の防止に関する責任者の選定 イ 成年後見制度の利用支援 ウ 苦情解決体制の整備 エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画等)など オ 条例第 40 条の 2 第 1 項の「虐待の防止のための対策を検討する委員会(以下「虐待防止委員会」という。)」の設置等に関すること。	○運営規程	平 24 条例 52 第 31 条 平 18 障発第 1206001 号 第三の 3(20) 「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成 17 年 10 月 20 日障発第 1020001 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）	
○その他運営に関する重要な事項 地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」の 2 の (1) で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。		「地域生活支援拠点等の整備促進について」 (平成 29 年 7 月 7 日付け障障発第 0707 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)	

主眼事項	着眼点	自己評価
24 介護等の総合的な提供	サービスの提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることはないか。	いる・いない
25 勤務体制の確保等	(1) 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。 (2) 事業所ごとに、事業所の従業者によって指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）を提供しているか。 (3) 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 (4) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の職場環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
※ 指定同行援護事業者、指定行動援護事業者を除く。	○適宜必要と認める資料	平24条例52第32条	
○ 指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。	○勤務表	平24条例52第33条第1項 平18障発第1206001号 第三の3(22)	
○ 当該指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）事業所の従業者によって指定居宅介護を提供するべきであるが、指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指す。	○勤務形態一覧表 または雇用形態が分かる書類	平24条例52第33条第2項	
○ 当該指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）事業所の従業者の質の向上を図るために、研修機関が実施する研修や当該指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。	○研修計画、研修実施記録	平24条例52第33条第3項	
○ 同条第4項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、指定居宅介護事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスマント（以下「職場におけるハラスマント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。	○就業環境が害されることを防止するための方針が分かる資料	平24条例52第33条第4項	
○指定居宅介護事業者が講すべき措置の具体的な内容及び指定居宅介護事業者が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスマントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。			

主眼事項	着眼点	自己評価	チェックポイント	特記事項
25 勤務体制の確保等		<p>ア 指定居宅介護事業者が講すべき措置の具体的な内容</p> <p>指定居宅介護事業者が講すべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講すべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構すべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。</p> <p>a 指定居宅介護事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発</p> <p>職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。</p> <p>なお、パワーハラスメント防止のための指定居宅介護事業者の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については、資本金が5000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化（中略）されている</p> <p>イ 指定居宅介護事業者が講じることが望ましい取組について</p> <p>パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、 ②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等） ③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組） <p>が規定されているので参考にされたい。</p>		

主眼事項	着眼点	自己評価
26 業務継続計画の策定等	<p>(1) 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、その業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。【3年間の経過措置あり】</p> <p>(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。【3年間の経過措置あり】</p> <p>(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
	<ul style="list-style-type: none"> ○業務継続計画(BCP) ○研修及び訓練を実施したことが分かる書類 ○業務継続計画の見直しを行ったことが分かる資料 	平24条例52第33条の2 第1項 平24条例52第33条の2 第2項 平24条例52第33条の2 第3項	
<p>○指定居宅介護事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定居宅介護の提供を受けられるよう、指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。</p> <p>○業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第33条の2に基づき指定居宅介護事業者に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>○感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。</p> <p>○業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号。以下「令和3年改正省令」という。）附則第3条において、<u>3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。</u></p> <p>○業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。 なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。 また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 <p>○従業者の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的な内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。</p>			

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価	チ ェ ッ ク ポ イ ン ト	関 係 書 類	根 拠 法 令	特 記 事 項
26 業務継続計画の策定等			<ul style="list-style-type: none"> ○従業者教育を組織的に浸透させていくために、<u>定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。</u>また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 ○訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定居宅介護事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を<u>定期的（年1回以上）に実施するものとする。</u> ○感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一緒に実施することも差し支えない。 ○訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 			
27 衛生管理等	<p>(1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p> <p>(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じているか。【3年間の経過措置あり】</p> <p>① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催し、その結果について、従業員に周知徹底しているか。</p> <p>② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○(1)、(2)は、指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定居宅介護事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。 ○特に、指定居宅介護事業者は、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るために、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。 ○(3)の感染症が発生し、又はまん延しないように講すべき措置については、具体的には次のアからウまでの取扱いとする。各事項について、同項に基づき指定居宅介護事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ○感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第4条において、<u>3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。</u> 	<p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○委員会議事録</p> <p>○感染症の予防及びまん延の防止のための指針</p> <p>○研修及び訓練を実施したことが分かる書類</p>	<p>平24条例52第34条第1項</p> <p>平24条例52第34条第2項</p> <p>平24条例52第34条第3項</p>	

主眼事項	着眼点	自己評価	チェックポイント	特記事項
27 衛生管理等			<p>ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>➢ 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい。</p> <p>特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。</p> <p>➢ 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。</p> <p>➢ 感染対策委員会は、利用者の状況など指定居宅介護事業所の状況に応じ、<u>おおむね6月に1回以上、定期的に開催する</u>とともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ隨時開催する必要がある。</p> <p>➢ 感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。</p> <p>この際、厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、指定居宅介護事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針</p> <p>➢ 当該指定居宅介護事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。</p> <p>➢ 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、支援にかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等が想定される。</p> <p>➢ 発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。</p> <p>また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。</p> <p>➢ なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。</p> <p>ウ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練</p> <p>➢ 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定居宅介護事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。</p> <p>➢ 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が<u>定期的な教育（年1回以上）を開催する</u>とともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。</p> <p>➢ 研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、指定居宅介護事業所内で行うものでも差し支えなく、当該指定居宅介護事業所の実態に応じ行うこと。</p> <p>➢ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。</p> <p>➢ 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、指定居宅介護事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上で支援の演習などを実施するものとする。</p> <p>➢ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p>	

主眼事項	着眼点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
28 掲示	(1) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しているか。 (2) (1)に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の掲示に代えることができるが、掲示ができない場合に掲示に代えているか。	いる・いない いる・いない	○ (1)は、事業者は、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。 ア 事業所の見やすい場所とは、重要な事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。 イ 従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 ○ (2)項は、重要な事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定居宅介護事業所内に備え付けることで同条第1項の掲示に代えることができることを規定したものである。	○事業所の掲示物	平24条例52第35条第1項	
29 身体拘束等の禁止	(1) サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。 (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 (3) 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催し、その結果について、従業者に周知徹底しているか。 ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない	○ (1)、(2)は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。 ○ (3)の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）は、事業所に従事する幅広い職種により構成する。 ○構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。 ○身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられる。 また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。 ○身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが望ましい。 虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることが可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。	○個別支援計画 ○身体拘束等に関する書類 ○身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等） ○委員会議事録 ○身体拘束等の適正化のための指針 ○研修を実施したことが分かる書類	平24条例52第35条の2第1項 平24条例52第35条の2第2項 平24条例52第35条の2第3項	(2) 令和3年4月から義務化 (3) 令和4年度から義務化

主眼事項	着眼点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
29 身体拘束等の禁止			<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定居宅介護事業所が、報告、改善の方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。 ○ 身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定している。 <ul style="list-style-type: none"> ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。 イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録とともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。 ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。 エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。 オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 カ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。 ○ ②の指定居宅介護事業所が整備する「身体拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方 イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 ○ 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定居宅介護事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとする。 ○ 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、<u>定期的な研修を実施（年一回以上）</u>するとともに、<u>新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。</u> <ul style="list-style-type: none"> また、研修の実施内容について記録することが必要である。 ○ 研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。 			

主眼事項	着眼点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
30 秘密保持等	(1) 事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 (3) 他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	いる・いない いる・いない いる・いない	○指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）事業者は、当該指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後ににおいてこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じているか。 ○従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには、指定居宅介護事業者等は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得ているか。 なお、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。	○従業者及び管理者の秘密保持誓約書 ○その他必要な措置を講じたことが分かる書類（就業規則等） ○個人情報同意書	平24条例52第36条第1項 平18障発第1206001号 第三の3(24) 平24条例52第36条第2項 平24条例52第36条第3項	
31 情報の提供等	(1) 事業者は、サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるよう、実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 (2) 広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	いる・いない いる・いない		○情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等） ○事業者のHP画面・パンフレット	平24条例52第37条第1項 平24条例52第37条第2項	
32 利益供与等の禁止	(1) 相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該サービス事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 (2) 相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。	いる・いない いる・いない		○適宜必要と認められる資料	平24条例52第38条第1項 平24条例52第38条第2項	
33 苦情解決	(1) 提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 (2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	いる・いない いる・いない	○ 「必要な措置」とは、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいう。 ○ 苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	○ 苦情受付簿 ○ 重要事項説明書 ○ 契約書 ○ 事業所の掲示物 ○ 苦情者への対応記録 ○ 苦情対応マニュアル	平24条例52第39条第1項 平18障発第1206001号 第三の3(26) 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日厚生省各部局長通知） 平24条例52第39条第2項	

主眼事項	着眼点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
33 苦情解決	<p>(3) 提供したサービスに関し、法第 10 条第 1 項の規定により市が行う報告若しくは事業所のサービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 提供したサービスに関し、法第 11 条第 2 項の規定により市長が行う報告若しくは、事業所のサービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力し、市長から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 提供したサービスに関し、法第 48 条第 1 項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力し、市長から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 市又は市長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を市又は市長に報告しているか。</p> <p>(7) 社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。</p>	<p>【事例】 あり・なし 【ありの場合】 いる・いない</p> <p>【事例】 あり・なし 【ありの場合】 いる・いない</p> <p>【事例】 あり・なし 【ありの場合】 いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>【事例】 あり・なし 【ありの場合】 いる・いない</p>	<p>○市からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類</p> <p>○市長からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類</p> <p>○市長からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類</p> <p>○市長等への報告書</p> <p>○運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料</p> <p>○利用者に対する指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）事業者が定めておくことが望ましい。</p> <p>○ 指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。</p> <p>○ 指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じること。</p>	<p>○市からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類</p> <p>○市長からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類</p> <p>○市長からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類</p> <p>○市長等への報告書</p> <p>○運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料</p> <p>○事故対応マニュアル</p> <p>○市・家族等への報告記録</p> <p>○事故の対応記録</p> <p>○ヒヤリハットの記録</p> <p>○再発防止の検討記録</p> <p>○損害賠償を速やかに行ったことが分かる書類（賠償責任保険書類等）</p>	<p>平 24 条例 52 第 39 条第 3 項</p> <p>平 24 条例 52 第 39 条第 4 項</p> <p>平 24 条例 52 第 39 条第 5 項</p> <p>平 24 条例 52 第 39 条第 6 項</p> <p>平 24 条例 52 第 39 条第 7 項</p> <p>平 24 条例 52 第 40 条第 1 項 平 18 障発第 1206001 号 第三の 3(27)</p> <p>平 24 条例 52 第 40 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 52 第 40 条第 3 項 「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成 14 年 3 月 28 日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）</p>	
34 事故発生時の対応	<p>(1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>賠償保険加入・未加入 賠償の事例あり・なし</p>				

主眼事項	着眼点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
35 虐待の防止	<p>虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じているか。</p> <p>① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>② 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。</p> <p>③ ①と②の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 (※虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等を配置すること。)</p>	いる・いない いる・いない いる・いない	<ul style="list-style-type: none"> ○虐待防止委員会の役割は、以下の3つ。 <ul style="list-style-type: none"> ①虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成） ②虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等） ③虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行） ○委員会の構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要である。 ○委員会の構成員には利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。また、法人単位での委員会設置も可能である。 ○委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底すること。 ○委員会は少なくとも1年に1回は開催することが必要である。 ○虐待防止のために報告・改善の方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意すること。 ○② 指定居宅介護事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。 <ul style="list-style-type: none"> ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 虐待発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会議事録 ○研修を実施したことがある書類 ○担当者を配置していることが分かる書類 	平24条例52第40条の2	令和4年度から義務化

主眼事項	着眼点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
35 虐待の防止			<p>キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p>○研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。</p> <p>○職員教育を組織的に徹底させていくためには、虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、<u>定期的な研修を実施（年1回以上）</u>するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要であり、実施内容について記録することが必要である。</p> <p>○ 第3号の<u>虐待防止のための担当者</u>については、サービス提供責任者等を配置すること。</p>			
36 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	いる・いない		○収支予算書・決算書等の会計書類	平24条例52第41条	
37 記録の整備	<p>(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しているか。</p>	いる・いない	<p>○ 指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）に関する記録</p> <p>ア 11（基準第19条）に規定する指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）の提供に係る記録</p> <p>イ 18（基準第26条）に規定する居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）計画</p> <p>ウ 29（基準第35条の2第2項）に規定する身体拘束等の記録</p> <p>エ 33（基準第39条）に規定する苦情の内容等に係る記録</p> <p>オ 34（基準第40条第2項）に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>○ 21（基準第29条）に規定する市への通知に係る記録</p>	<p>○職員名簿</p> <p>○設備・備品台帳</p> <p>○帳簿等の会計書類</p> <p>○各種記録簿冊</p>	<p>平24条例52第42条第1項</p> <p>平18障発第1206001号</p> <p>第三の3(29)</p> <p>平24条例52第42条第2項</p>	

主眼事項	着眼点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
38 電磁的記録等	(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行なうことができているか。	いる・いない	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、（中略）書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行なうことができるとしたものである。令和3年7月1日施行（中略）。 <ul style="list-style-type: none"> ① 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ファイル等をもって調整する方法によること。 ② 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調整するファイルにより保存する方法 イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調整するファイルにより保存する方法 ③ その他、（中略）電磁的記録により行なうことができるところは、①及び②に準じた方法によること。 ④ また、電磁的記録にて行なう場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守のこと。 	○電磁的記録簿冊	平24条例52 第203条 第1項	

主眼事項	着眼点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
38 電磁的記録等 第5 変更の届出等	(2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。 (1) 事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。 (2) 当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1ヶ月前までに、その旨を市長に届け出ているか。	いる・いない いる・いない いる・いない	<ul style="list-style-type: none"> ○ 書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、締結その他これに類するものをいう。）について、当該交付等の相手方の利便性向上及び事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができるとしたものである。令和3年7月1日施行（中略）。 <ul style="list-style-type: none"> ① 電磁的方法による交付は、以下のア～オに準じた方法による。 <ul style="list-style-type: none"> ア 事業者等は、利用申込者からの申出があった場合には、（中略）文書の交付に代えて、工で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該事業者等は、当該文書を交付したものとみなす。 <ul style="list-style-type: none"> a 電子情報処理組織を使用する方法のうち(a)又は(b) (a) 事業者等の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 (b) 事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された（中略）重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法 b 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる者をもって調製するファイルに（中略）重要事項を記録したものを作成する方法 イ アの方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 ウ アaの「電子情報処理組織」とは、事業者等の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 エ 事業者等は、アの規定により（中略）重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 <ul style="list-style-type: none"> a アのa及びbの方法のうち事業者等が使用するもの b ファイルへの記録の方法 オ エの規定による承諾を得た事業者等は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、（中略）重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再びエの規定による承諾をした場合はこの限りでない。（②～⑤は本ページ右上にあり） 	○適宜必要と認める資料	平24条例52 第203条 第2項	<p>② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより当該同意の相手方が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ & A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。</p> <p>③ 電磁的方法による締結は、当該締結の相手方と事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ & A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。</p> <p>④ その他、（中略）電磁的方法によることができるとされているものは、①～③に準じた方法によること。ただし、（中略）規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。</p> <p>⑤ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守のこと。</p>

主眼事項	着眼点	自己評価
第6 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い 1 基本事項	(1) 指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第1、第2、第3及び第4により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 (2) (1)の規定により、指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	いる・いない いる・いない
2 障害福祉サービス費 (1) 居宅介護サービス費 1 居宅における身体介護が中心である場合	(1) 居宅における身体介護が中心である場合、通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合及び通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合については、区分1以上に該当する利用者に対して、第2の1に規定する指定居宅介護事業所の従業者が第1の(4)に規定する指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。	いる・いない
2 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合	(2) 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合については、次の①及び②のいずれにも該当する支援の度合（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）にある利用者に対して、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 ① 区分2以上に該当していること。 ② 平成26年厚生労働省令第5号「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」の別表第一における次のイからホまでに掲げる項目について、それぞれイからホまでに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。 イ 歩行 「全面的な支援が必要」 ロ 移乗 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 ハ 移動 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 ニ 排尿 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 ホ 排便 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」	いる・いない

チェックポイント	根拠法令	特記事項
(参考) 別表「介護給付費等単位数表」第1 2(1) 居宅介護サービス費 イ 居宅における身体介護が中心である場合 (1) 所要時間30分未満の場合 (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 (4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 (5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 (6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 (7) 所要時間3時間以上の場合	平18厚告523の一 平18厚告539 法第29条第3項	
口 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合 (1) 所要時間30分未満の場合 (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 (4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 (5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 (6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 (7) 所要時間3時間以上の場合	平18厚告523 別表第1の1の注1	
注) 口については、左記の①及び②にのいずれにも該当する支援の度合（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）にある利用者に対して、通院等介助（通院等又は官公署（国、都道府県、市町村の機関、外国公館（外国の大蔵館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。）並びに指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所への移動（公的手続き又は障害福祉サービス利用に係る相談のために利用する場合に限る。以下単に「通院等」という。）のための屋内外における移動等の介助又は、通院先等での受診等の手続き、移動等の介助をいう。）（身体介護を伴う場合）が中心である場合指定居宅の介護を行った場合に所定単位数を算定する。	平18厚告523 別表第1の1の注2	

主眼事項	着眼点	自己評価	チェックポイント	根拠法令	特記事項
3 家事援助が中心である場合	(3) 家事援助が中心である場合については、区分1以上に該当する利用者のうち、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（家族等）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、家事援助（調理、洗濯、掃除等の家の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるもの）が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。	いる・いない	ハ 家事援助が中心である場合 (1) 所要時間30分未満の場合 (2) 所要時間30分以上45分未満の場合 (3) 所要時間45分以上1時間未満の場合 (4) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 (5) 所要時間1時間15分以上1時間30分未満の場合 (6) 所要時間1時間30分以上の場合	平18厚告523 別表第1の1の注3	
4 居宅介護サービス費の算定について	(4) 居宅介護従業者が、指定居宅介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、居宅介護計画に位置付けられた内容の指定居宅介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。	いる・いない		平18厚告523 別表第1の1の注4	
5 居宅における身体介護	(5) 居宅における身体介護が中心である場合については、平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の一に定める者が、居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護をいう。）が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 ただし、次の①又は②に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ①又は②に掲げる単位数を算定しているか。 ① 平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の二に定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護を行った場合 所定単位数の100分の70に相当する単位数 ② 平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の四に定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護を行った場合 次のイ又はロに掲げる所要時間に応じ、それぞれイ又はロに掲げる単位数 イ 所要時間3時間未満の場合 平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」第2の1（重度訪問介護サービス費）に規定する所定単位数 ロ 所要時間3時間以上の場合 635単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数	いる・いない		平18厚告523 別表第1の1の注5 平18厚告548の一 平18厚告548の二 平18厚告548の四 平18厚告523 別表第2の1	

主眼事項	着眼点	自己評価	チェックポイント	根拠法令	特記事項
6 通院等介助（身体介護を伴う場合）	<p>(6) 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合については、平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の一に定める者が、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、次の①又は②に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ①又は②に掲げる単位数を算定しているか。</p> <p>① 平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の三に定める者が通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護を行った場合 所定単位数の100分の70に相当する単位数</p> <p>② 平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の四に定める者が通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護を行った場合 次のイ又はロに掲げる所要時間に応じ、それぞれイ又はロに掲げる単位数</p> <p>イ 所要時間3時間未満の場合 平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第2の1（重度訪問介護サービス費）に規定する所定単位数</p> <p>ロ 所要時間3時間以上の場合 635単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数</p>	いる・いない いる・いない		平18厚告523 別表第1の1の注6 平18厚告548の一	
7 家事援助	<p>(7) 家事援助が中心である場合については、平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の四の二に定める者が、家事援助が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の五に定める者が家事援助が中心である指定居宅介護を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。</p>	いる・いない いる・いない		平18厚告523 別表第1の1の注7 平18厚告548の四の二及び五	
8 通院等介助（身体介護を伴わない場合）	<p>(8) 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合については、平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の四の二に定める者が、通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の六に定める者が、通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である指定居宅介護を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。</p>	いる・いない いる・いない	<p>二 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 (4) 所要時間1時間30分以上の場合</p>	平18厚告523 別表第1の1の注8 平18厚告548の四の二及び六	

主眼事項	着眼点	自己評価
9 通院等乗降介助	(9) 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合について は、平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」 の一に定める者が、通院等のため、自らの運転する車両への乗車又 は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋 内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の 介助を行った場合に、1回につき所定単位数を算定しているか。 ただし、平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定 める者」の六に定める者が、通院等のための乗車又は降車の介助が 中心である指定居宅介護を行った場合にあっては、所定単位数に代 えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定している か。	いる・いない いる・いない
9-2 初任者研修課程修了者が作成した居宅介護計画に基づき提供する場合	(9)-2 居宅介護職員初任者研修課程修了者等をサービス提供責任者とし て配置している指定居宅介護事業所、共生型居宅介護事業所又は基 準該当居宅介護事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。） において、当該サービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づ いて指定居宅介護等を行う場合は、1回につき所定単位数の100 分の70に相当する単位数を算定しているか。	いる・いない
9-3 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(9)-3 指定居宅介護事業所等の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣 接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護事業所等と同一の建物 (以下この項において「同一敷地内建物等」という。)に居住する 利用者（指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一 敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者を除く。）又は 指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一の建物 に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する 者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、 所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定居宅介 護事業所等における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50 人以上居住する建物に居住する者に対して、指定居宅介護等を行 った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当 する単位数を算定しているか。	いる・いない
10 2人の居宅介護従事者による場合	(10) 平成18年厚生労働省告示第546号「厚生労働大臣が定める要 件」を満たす場合であって、同時に2人の居宅介護従事者が1人の 利用者に対して指定居宅介護を行った場合に、それぞれの居宅介護 従事者が行う指定居宅介護につき所定単位数を算定しているか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令	特記事項
木 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合	平18厚告523 別表第1の1の注9 平18厚告548の一及び六	
○「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3 年以上介護等の業務に従事したものとサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものである。」とされており、サービス提供 責任者の質の向上を図る観点から、将来に向け当該暫定措置を解 消することとしている。 このため、事業所において、居宅介護職員初任者研修課程修了 者をサービス提供責任者として配置しており、かつ、当該者が作 成した居宅介護計画に基づいてサービス提供した場合は、居宅介 護サービス費を減算することとされている。 当該者を配置する指定居宅介護事業所等は、早期にこれらの者に 介護福祉士の資格取得等をさせるよう努めること。	平18厚告523 別表第1の1の注9の2 平18厚告548の六の二	
○2人の従業者により居宅介護等を行うことについて利用者から 同意を得ている場合であっても、次の①から③までのいずれかに 該当する場合とする。 ①障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難 と認められる場合。 ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。 ③その他障害者等の状況等から判断して、第1号又は前号に準ず ると認められる場合。	平18厚告523 別表第1の1の注10 平18厚告546	

主眼事項	着眼点	自己評価	チェックポイント	根拠法令	特記事項
1.1 夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合	(1.1) 夜間(午後6時から午後10時まで)又は早朝(午前6時から午前8時まで)に指定居宅介護を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜(午後10時から午前6時まで)に指定居宅介護を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	いる・いない		平18厚告523 別表第1の1の注11	
1.2 特定事業所加算	(1.2) 平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」の一に適合しているものとして市長に届け出た指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所が、サービスを行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき「チェックポイント欄」に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、「チェックポイント欄」に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	いる・いない	(1) 特定事業所加算(I) 所定単位数の100分の20に相当する単位数 (2) 特定事業所加算(II) 所定単位数の100分の10に相当する単位数 (3) 特定事業所加算(III) 所定単位数の100分の10に相当する単位数 (4) 特定事業所加算(IV) 所定単位数の100分の5に相当する単位数	平18厚告523 別表第1の1の注12 平18厚告543の一	
1.3 特別地域加算	(1.3) 平成21年厚生労働省告示第176号「厚生労働大臣が定める地域」に居住している利用者に対して、指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が指定居宅介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	いる・いない		平18厚告523 別表第1の1の注13 平21厚告176	
1.4 緊急時対応加算	(1.4) 居宅介護サービス費のイ及びロについては、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、当該指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が当該利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算しているか。	いる・いない		平18厚告523 別表第1の1の注14	
1.5 地域生活支援拠点等に係る加算	(1.5) (1.4) の加算が算定されている指定居宅介護事業所等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た場合に、更に1回につき所定単位数に50単位を加算しているか。	いる・いない		平18厚告523 別表第1の1の注15	
1.6 身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合の減算	(1.6) 指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項(指定障害福祉サービス基準第43条の4において準用する場合を含む。)に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。 ただし、令和5年3月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても減算しない。	いる・いない	○1日につき5単位を所定単位数から減算。 なお、複数の減算事由に該当する場合であっても、1月につき5単位を所定単位数から減算する。 事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間にについて、利用者全員について所定単位数から減算すること。これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、事業所は身体拘束等の廃止を図るよう努めるものとする。	平18厚告523 別表第1の1の注16	

主眼事項	着眼点	自己評価	チェックポイント	根拠法令	特記事項
1.7 他の障害福祉サービス費との重複算定が無いか	(1.7) 利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間（共同生活援助サービス費（5）又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費（6）若しくは（7）の適用を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受けている利用者に限る。）を除く。）又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間に、居宅介護サービス費を算定していないか。	いる・いない		平18厚告523 別表第1の1の注17	
(2) 初回加算	指定居宅介護事業所等において、新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った場合又は当該指定居宅介護事業所等のその他の居宅介護従業者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない	初回加算 200 単位 利用者が過去2月に、当該事業所から指定居宅介護等の提供を受けていない場合に算定。	平18厚告523 別表第1の2の注	
(3) 利用者負担上限額管理加算	指定障害福祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者又は共生型居宅介護の事業を行う者が、指定障害福祉サービス基準第22条（指定障害福祉サービス基準第43条の4において準用する場合を含む。）に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない	利用者負担上限額管理加算 150 単位 「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。	平18厚告523 別表第1の3の注	
(4) 喀痰吸引等支援体制加算	指定居宅介護事業所等において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、2の（1）の12の（1）の特定事業所加算（I）を算定している場合は、算定しない。	いる・いない	喀痰吸引等支援体制加算 100 単位	平18厚告523 別表第1の4の注	
(4)-2 福祉専門職員等連携加算	サービス提供責任者がサービス事業所、障害者支援施設等、医療機関等の社会福祉士等に同行して利用者の居宅を訪問し、心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携して居宅介護計画に基づく居宅介護等を行った場合に所定単位数を加算しているか。	いる・いない	福祉専門職員等連携加算 564 単位 初回の居宅介護等が行われた日から起算して90日の間、3回を限度として、1回につき所定単位数を加算	平18厚告523 別表第1の4の2の注	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
(5) 福祉・介護職員 処遇改善加算	<p>平成 18 年厚生労働省告示第 543 号「厚生労働大臣が定める基準」の二に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1) から (4) - 2 までにより算定した単位数の 1000 分の 274 に相当する単位数</p> <p>□ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イより算定した単位数の 1000 分の 200 に相当する単位数</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の 1000 分の 111 に相当する単位数</p>	いる・いない
(6) 福祉・介護職員 等特定処遇改善加 算	<p>平成 18 年厚生労働省告示第 543 号「厚生労働大臣が定める基準」の三に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。</p> <p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1) から (4) - 2 までにより算定した単位数の 1000 分の 70 に相当する単位数</p> <p>□ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1) から (4) - 2 までにより算定した単位数の 1000 分の 55 に相当する単位数</p>	いる・いない
(7) 福祉・介護職員 等ベースアップ等 支援加算	<p>平成 18 年厚生労働省告示第 543 号「厚生労働大臣が定める基準」の三の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合は、(1) から (4) - 2 までにより算定した単位数の 1000 分の 45 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	いる・いない

チ ェ ッ ク ポ イ ン ト	根 拠 法 令	特 記 事 項
	平 18 厚告 523 別表第 1 の 5 の注 平 18 厚告 543 の二	
	平 18 厚告 523 別表第 1 の 6 の注 平 18 厚告 543 の三	
	平 18 厚告 523 別表第 1 の 7 の注 平 18 厚告 543 の三の二	

主眼事項	着眼点	自己評価
(2) 重度訪問介護サービス費		
1 重度訪問介護の中で居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出（通勤、営業活動等に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。）時における移動中の介護を行った場合	<p>(1) 区分 4 以上に該当し、次の①又は②のいずれかに該当する利用者に対して、重度訪問介護従業者が、居宅又は外出時において重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定重度訪問介護」という。）を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>① 次のイ及びロのいずれにも該当していること。</p> <p>イ 2 肢以上に麻痺等があること。</p> <p>ロ 平成 26 年厚生労働省令第 5 号「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」の別表第一の認定調査票（認定調査票）における次の a から d までに掲げる調査項目について、それぞれ a から d までに掲げる状況のいずれか 1 つに認定されていること。</p> <p>a 歩行 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>b 移乗 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>c 排尿 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>d 排便 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>② 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。</p>	いる・いない
2 重度訪問介護サービス費の算定について	<p>(2) 平成 18 年 9 月 30 日において現に日常生活支援（廃止前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 169 号）別表介護給付費等単位数表（旧介護給付費等単位数表）の 1 の注 5 に規定する日常生活支援をいう。）の支給決定を受けている利用者のうち、次の①又は②のいずれにも該当する者に対して、指定重度訪問介護を行った場合に、障害支援区分の認定が効力を有する期間内に限り、所定単位数を算定しているか。</p> <p>① 区分 3 以上に該当していること。</p> <p>② 日常生活支援及び旧介護給付費等単位数表の 5 の注 1 に規定する指定外出介護等の支給量の合計が 125 時間を超えること。</p>	いる・いない

チェックポイント	根拠法令	特記事項
<p>(参考)</p> <p>別表「介護給付費等単位数表」第 2</p> <p>1 重度訪問介護サービス費</p> <p>イ 所要時間 1 時間未満の場合</p> <p>ロ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合</p> <p>ハ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合</p> <p>ニ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合</p> <p>ホ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合</p> <p>ヘ 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合</p> <p>ト 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合</p> <p>チ 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合</p> <p>リ 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合</p> <p>ヌ 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合</p> <p>ル 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合</p> <p>ヲ 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合</p> <p>○別に厚生労働大臣が定める基準 (平成 18 年厚生労働省告示第 543・第 4 号) 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第 1 条第 1 項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、同令別表第 1 における調査項目中、「行動関連項目」について、別表第 2 に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の 0 点の欄から 2 点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が 10 点以上であること。</p> <p>○ ②に規定する者については、行動障害に専門性を有する行動援助事業者等によるアセスメントや環境調整などを行った上で、重度訪問介護を行った場合に所定単位数が算定できるものであること。</p>	平 18 厚告 523 別表第 2 の 1 の注 1 平 26 厚令 5 別表第一 平 18 厚告 543 の四	
	平 18 厚告 523 別表第 2 の 1 の注 2	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価	チ ェ ッ ク ポ イ ン ト	根 拠 法 令	特 記 事 項
2－2 医療法第1条の5 第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所若しくは同法第2条第1項に規定する助産所又は介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29項に規定する介護医療院（以下「病院等」という。）に入院又は入所をしている障害者に対して、重度訪問介護の中で病院等における意思疎通の支援その他の必要な支援を行った場合	(2)－2 (1)の①又は②に掲げる者であって、区分6に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができる重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において指定重度訪問介護を行った場合に、入院又は入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、90日以内の期間に限り、所定単位数を算定しているか。 ただし、90日を超える期間に行われた場合であっても、入院又は入所をしている間引き継ぎ支援が必要であると市長が認めた利用者に対しては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定できるものとする。	いる・いない	○90日以上利用減算	平18厚告523 別表第2の1の注2の2	
3 重度訪問介護の所要時間について	(3) 指定重度訪問介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画に位置付けられた内容の指定重度訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。	いる・いない		平18厚告523 別表第2の1の注3	
4 その他	(4) 平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の七に定める者が、指定重度訪問介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。	いる・いない	○重度訪問介護については、派遣される従業者の種別により所定単位数が異なる場合があることから、重度訪問介護計画におけるサービス内容の記載に当たっては、派遣される従業者の種別についても記載すること。	平18厚告523 別表第2の1の注4 平18厚告548の七	
5 重度障害者等の場合	(5) 平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の八に定める者が、平成18年厚生労働省告示第523号の別表第8の1の注1の(1)に規定する利用者の支援の度合に相当する身心の状態にある者につき、指定重度訪問介護を行った場合に所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	いる・いない		平18厚告523 別表第2の1の注5 平18厚告548の八	

主眼事項	着眼点	自己評価	チェックポイント	根拠法令	特記事項
6 障害支援区分6に該当する者の場合	(6) 平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」のハに定める者が、区分6に該当する者につき、指定重度訪問介護を行った場合に、所定単位数の100分の8.5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	いる・いない		平18厚告523 別表第2の1の注6 平18厚告548のハ	
7 2人の重度訪問介護従業者による場合	(7) 平成18年厚生労働省告示第546号「厚生労働大臣が定める要件」の一に定める要件を満たす場合であって、同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して指定重度訪問介護を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護につき所定単位数を算定しているか。 ただし、平成18年厚生労働省告示第546号「厚生労働大臣が定める要件」の二に定める要件を満たす場合は、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数に代えて所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定すること。	いる・いない	○2人の従業者により、重度訪問介護を行うことについて利用者の同意を得ている場合であって、次の①及び②のいずれにも該当する場合とする。 ①介護給付費等単位数表の第2の1の注10に規定する指定重度訪問介護事業所等が新規に採用した従業者が、区分6の利用者の支援に1年以上従事することが見込まれる場合。 ②当該利用者への支援に熟練した指定重度訪問介護事業所等の従業者の同行が必要であると認められる場合。	平18厚告523 別表第2の1の注7 平18厚告546の一・二	
8 夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合	(8) 夜間（午後6時から午後10時まで）又は早朝（午前6時から午前8時まで）に指定重度訪問介護を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜（午後10時から午前6時まで）に指定重度訪問介護を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	いる・いない		平18厚告523 別表第2の1の注8	
9 特定事業所加算	(9) 平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」の五に適合しているものとして市長に届け出た指定重度訪問介護事業所が、サービスを行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき「チェックポイント欄」に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、「チェックポイント欄」に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	いる・いない	(1) 特定事業所加算(I) 所定単位数の100分の20に相当する単位数 (2) 特定事業所加算(II) 所定単位数の100分の10に相当する単位数 (3) 特定事業所加算(III) 所定単位数の100分の10に相当する単位数	平18厚告523 別表第2の1の注9 平18厚告543の五	
10 特別地域加算	(10) 平成21年厚生労働省告示第176号「厚生労働大臣が定める地域」に居住している利用者に対して、指定重度訪問介護事業所等の重度訪問介護従業者が指定重度訪問介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。			平18厚告523 別表第2の1の注10 平21厚告176	

主眼事項	着眼点	自己評価	チェックポイント	根拠法令	特記事項
1.1 緊急時対応加算	(1.1) 利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が重度訪問介護計画の変更を行い、当該指定重度訪問介護事業所等の重度訪問介護従事者が当該利用者の重度訪問介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定重度訪問介護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算しているか。	いる・いない		平18厚告523 別表第2の1の注11	
1.2 地域生活支援拠点等に係る加算	(1.2) (1.1)の加算が算定されている指定重度訪問介護支援事業所等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た場合に、更に1回につき所定単位数に50単位を加算しているか。	いる・いない		平18厚告523 別表第2の1の注12	
1.3 身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合の減算	(1.3) 指定障害福祉サービス基準第43条第1項又は第43条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。 ただし、令和5年3月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても減算しない。	いる・いない		平18厚告523 別表第2の1の注13	
1.4 他の障害福祉サービスとの重複算定が無いか	(1.4) 利用者が重度訪問介護又は療養介護以外の障害福祉サービスを受けている間（共同生活援助サービス費（5）又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費（6）若しくは（7）の適用を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受けている利用者に限る。）を除く。）を受けている間に、重度訪問介護サービス費を算定していないか。	いる・いない		平18厚告523 別表第2の1の注14	
(2) 移動介護加算	利用者に対して、外出時における移動中の介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画に位置付けられた内容の外出時における移動中の介護を行うのに要する時間で所定単位数を加算しているか。	いる・いない	イ 所要時間1時間未満の場合 ロ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 ハ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 ニ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 ホ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 ヘ 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合	100単位 125単位 150単位 175単位 200単位 250単位	平18厚告523 別表第2の2の注1 平18厚告523 別表第2の2の注2 平18厚告546の一・二
2人の重度訪問介護従業者による場合	平成18年厚生労働省告示第546号「厚生労働大臣が定める要件」の一に定める要件を満たす場合であって、同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して移動中の介護を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う移動中の介護につき所定単位数を算定しているか。 ただし、平成18年厚生労働省告示第546号「厚生労働大臣が定める要件」の二に定める要件を満たす場合は、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護につき、所定単位数に代えて所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定すること。	いる・いない			

主眼事項	着眼点	自己評価	チェックポイント	根拠法令	特記事項
(2)－2 移動介護緊急時支援加算	重度訪問介護従業者が、利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行する場合であって、外出時における移動中の介護を行う一環として、当該利用者からの要請等に基づき、当該車両を駐停車して、喀痰吸引、体位交換その他の必要な支援を緊急に行った場合には、利用者1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない	<ul style="list-style-type: none"> ○移動介護緊急時支援加算 240 単位 ○本加算は、重度訪問介護従業者が利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行させる場合であって、当該車両を駐停車して、必要な支援を緊急に行った場合のものであり、所定単位数を算定するに当たっては、道路運送法等他の法令等に留意すること。 ○「その他の必要な支援」とは、常時介護を要する者の障害の特性に起因して生じうる緊急の支援であり、例えば重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に対する制御的対応などをいう。 ○一日に複数の事業者が同一利用者に対して、移動介護緊急時支援加算を算定する場合は、事業者がそれぞれ所定単位数を算定する。 	平18厚告523 別表第2の2の注2	
(3) 初回加算	指定重度訪問介護事業所等において、新規に重度訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定重度訪問介護等を行った日の属する月に指定重度訪問介護等を行った場合又は当該指定重度訪問介護事業所等のその他の重度訪問介護従業者が初回若しくは初回の指定重度訪問介護等を行った日の属する月に指定重度訪問介護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない	<ul style="list-style-type: none"> ○初回加算 200 単位 利用者が過去2月に、当該事業所から指定重度訪問介護等の提供を受けていない場合に算定 	平18厚告523 別表第2の3の注	
(4) 利用者負担上限額管理加算	指定重度訪問介護事業者が、指定障害福祉サービス基準第43条第1項又は第43条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者負担上限額管理加算 150 単位 「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担額合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。 	平18厚告523 別表第2の4の注	
(5) 喀痰吸引等支援体制加算	指定重度訪問介護事業所等において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、(2)－2(入院中等の意思疎通支援)又は(9)の(1)の特定事業所加算(I)を算定している場合は、算定しない。	いる・いない	<ul style="list-style-type: none"> ○喀痰吸引等支援体制加算 100 単位 	平18厚告523 別表第2の5の注	
(5)の2 行動障害支援連携加算	サービス提供責任者が支援計画シート及び支援手順書(以下「支援計画シート等」という。)作成者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身状況等の評価を当該作成者と共同で行い、かつ、重度訪問介護計画を作成した場合であって、当該作成者と連携し、当該重度訪問介護計画に基づく指定重度訪問介護等を行った場合に初回の指定重度訪問介護等が行われた日から起算して30日の間、1回を限度として、所定単位数を算定しているか。	いる・いない	<ul style="list-style-type: none"> ○行動障害支援連携加算 584 単位 初回の重度訪問介護等が行われた日から起算して30日の間、1回を限度として、所定単位数を加算 	平18厚告523 別表第2の5の2の注	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価	チ ェ ッ ク ポ イ ン ト	根 拠 法 令	特 記 事 項
(6) 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>平成 18 年厚生労働省告示第 543 号「厚生労働大臣が定める基準」の六に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(5)の2までにより算定した単位数の 1000 分の 200 に相当する単位数 <input type="checkbox"/> 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の 1000 分の 146 に相当する単位数 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の 1000 分の 81 に相当する単位数</p>	いる・いない		平 18 厚告 523 別表第 2 の 6 の注 平 18 厚告 543 の六準用(二)	
(7) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p>平成 18 年厚生労働省告示第 543 号「厚生労働大臣が定める基準」の七に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。</p> <p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(5)の2までにより算定した単位数の 1000 分の 70 に相当する単位数 <input type="checkbox"/> 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の 1000 分の 55 に相当する単位数</p>	いる・いない		平 18 厚告 523 別表第 2 の 7 の注 平 18 厚告 543 の七準用(三)	
(8) 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	<p>平成 18 年厚生労働省告示第 543 号「厚生労働大臣が定める基準」の七の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合は、(1)から(5)の2までにより算定した単位数の 1000 分の 45 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	いる・いない		平 18 厚告 523 別表第 2 の 8 の注 平 18 厚告 543 の七の二 準用(三の二)	

主眼事項	着眼	自己評価	チェックポイント	根拠法令	特記事項
(3) 同行援護サービス費			(参考) 別表「介護給付費等単位数表」第3 1 同行援護サービス費 イ 所要時間 30分未満の場合 ロ 所要時間 30分以上 1時間未満の場合 ハ 所要時間 1時間以上 1時間30分未満の場合 ニ 所要時間 1時間30分以上 2時間未満の場合 木 所要時間 2時間以上 2時間30分未満の場合 ヘ 所要時間 2時間30分以上 3時間未満の場合 ト 所要時間 3時間以上の場合 ○厚生労働大臣が定める基準(平18厚告543のハ) 別表第1に掲げる調査項目の項の各欄の区分に応じ、それぞれの調査項目に係る利用者の状況をそれぞれ同表の0点の項から2点の項までに当てはめて算出した点数のうち、移動障害の欄に係る点数が1点以上あり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上あること。	平18厚告523 別表第3の1の注1 平18厚告543のハ 平26厚令5別表第一	
1 同行援護の中で居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出(通勤、営業活動等に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。)時における移動中の介護を行った場合	(1) 平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」のハを満たしている利用者に対して、同行援護(外出時において、当該利用者に同行し、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者の外出時に必要な援助を行うことをいう。)に係る指定障害福祉サービスの事業を行なう者(以下「指定同行援護事業者」という。)が当該事業を行なう事業所に置かれる従業者(以下「同行援護従業者」という。)が同行援護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定同行援護」という。)を行なった場合に、所定単位数を算定しているか。	いる・いない			
2 同行援護の所要時間について	(2) 指定同行援護等を行なった場合に、現に要した時間ではなく、同行援護計画に位置付けられた内容の指定同行援護等を行なうに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。	いる・いない		平18厚告523 別表第3の1の注2	
3 基礎研修課程修了者等により行われる場合	(3) 平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の九に定める者が、指定同行援護を行なった場合に所定単位数を算定しているか。 ただし、同中十に定める者が、指定同行援護を行なった場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。	いる・いない		平18厚告523 別表第3の1の注3 平18厚告548の九、十	
4 盲ろう者向け通訳・介助員により行われる場合	(4) 平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の十の二に定める者が、平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」のハの二に定める基準を満たしている利用者に対して、指定同行援護を行なった場合に所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	いる・いない		平18厚告523 別表第3の1の注4 平18厚告548の十の二 平18厚告543のハの二	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価	チ ェ ッ ク ポ イ ント	根 拠 法 令	特 記 事 項
4－2 障害支援区分3に該当する者の場合	(4)－2 区分3(障害児にあっては、これに相当する支援の度合)に該当する利用者につき、指定同行支援を行った場合に、所定単位数の100分の20に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	いる・いない			
4－3 障害支援区分4以上に該当する者の場合	(4)－3 区分4以上(障害児にあっては、これに相当する支援の度合)に該当する利用者につき、指定同行支援を行った場合に、所定単位数の100分の40に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	いる・いない			
5 2人の同行援護従業者による場合	(5) 平成18年厚生労働省告示第546号「厚生労働大臣が定める要件」の一を満たす場合であって、同時に2人の同行援護従業者が1人の利用者に対して指定同行援護を行った場合に、それぞれの同行援護従業者が行う指定同行援護につき所定単位数を算定しているか。	いる・いない	○ 2人の従業者により同行援護等を行うことについて利用者から同意を得ている場合であっても、次の①から③までのいずれかに該当する場合とする。 ①障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合。 ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ③その他障害者等の状況等から判断して、第1号又は前号に準ずると認められる場合。	平18厚告523 別表第3の1の注5 平18厚告546の一	
6 夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合	(6) 夜間又は早朝に指定同行援護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜に指定同行援護を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	いる・いない		平18厚告523 別表第3の1の注6	
7 特定事業所加算	(7) 平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」の九に適合しているものとして市長に届け出た指定同行援護事業所において、指定同行援護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき「チェックポイント欄」に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、「チェックポイント欄」に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	いる・いない	(1) 特定事業所加算(I) 所定単位数の100分の20に相当する単位数 (2) 特定事業所加算(II) 所定単位数の100分の10に相当する単位数 (3) 特定事業所加算(III) 所定単位数の100分の10に相当する単位数 (4) 特定事業所加算(IV) 所定単位数の100分の5に相当する単位数	平18厚告523 別表第3の1の注7 平18厚告543の九準用(一)	
8 特別地域加算	(8) 平成21年厚生労働省告示第176号「厚生労働大臣が定める地域」に居住している利用者に対して、指定同行援護事業所又は基準該当同行援護事業所(以下「指定同行援護事業所等」という。)の同行援護従業者が指定同行援護を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	いる・いない		平18厚告523 別表第3の1の注8 平21厚告176	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価	チ ェ ッ ク ポ イ ント	根 拠 法 令	特 記 事 項
9 緊急時対応加算	(9) 利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定同行援護事業所等のサービス提供責任者が同行援護計画の変更を行い、当該指定同行援護事業所等の同行援護従業者が当該利用者の同行援護計画において計画的に訪問することとなっていない指定同行援護を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算しているか。	いる・いない		平18厚告523 別表第3の1の注9	
10 地域生活支援拠点等に係る加算	(10)(9)の加算が算定されている指定同行援護事業所等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た場合に、更に1回につき所定単位数に50単位を加算しているか。	いる・いない		平18厚告523 別表第3の1の注10	
11 身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合の減算	(11) 指定障害福祉サービス基準第43条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。 ただし、令和5年3月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても減算しない。	いる・いない		平18厚告523 別表第3の1の注11	
12 他の障害福祉サービス費との重複算定が無いか	(12) 利用者が同行援護以外の障害福祉サービスを受けている間又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間に同行援護サービス費を算定していないか。	いる・いない	○初回加算 200単位 利用者が、過去2月に、当該事業所から指定同行援護等の提供を受けていない場合に算定。	平18厚告523 別表第3の1の注12	
(2) 初回加算	指定同行援護事業所等において、新規に同行援護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定同行援護等を行った日の属する月に指定同行援護等を行った場合又は当該指定同行援護事業所等のその他の同行援護従業者が初回若しくは初回の指定同行援護等を行った日の属する月に指定同行援護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない		平18厚告523 別表第3の2の注	
(3) 利用者負担上限額管理加算	指定同行援護事業者が、指定障害福祉サービス基準第43条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない	○利用者負担上限額管理加算 150単位 「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。	平18厚告523 別表第3の3の注	
(4) 咳痰吸引等支援体制加算	指定同行援護事業所等において、咳痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、咳痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、(1)の7の(1)の特定事業所加算(I)を算定している場合は、算定しない。	いる・いない	○咳痰吸引等支援体制加算 100単位	平18厚告523 別表第3の4の注	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価	チ ェ ッ ク ポ イ ン ト	根 拠 法 令	特 記 事 項
(5) 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>平成 18 年厚生労働省告示第 543 号「厚生労働大臣が定める基準」の十に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定同行援護事業所等が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(4)までにより算定した単位数の 1000 分の 274 に相当する単位数 <input type="checkbox"/> 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の 1000 分の 200 に相当する単位数 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の 1000 分の 111 に相当する単位数</p>	いる・いない		平 18 厚告 523 別表第 3 の 5 の注 平 18 厚告 543 の十準用(二)	
(6) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p>平成 18 年厚生労働省告示第 543 号「厚生労働大臣が定める基準」の十一に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定同行援護事業所等が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。</p> <p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(4)までにより算定した単位数の 1000 分の 70 に相当する単位数 <input type="checkbox"/> 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の 1000 分の 55 に相当する単位数</p>	いる・いない		平 18 厚告 523 別表第 3 の 6 の注 平 18 厚告 543 の十一準用(三)	
(7) 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	<p>平成 18 年厚生労働省告示第 543 号「厚生労働大臣が定める基準」の十一の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定同行援護事業所等が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合は、(1)から(4)までにより算定した単位数の 1000 分の 45 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	いる・いない		平 18 厚告 523 別表第 3 の 7 の注 平 18 厚告 543 の十一の二 準用(三の二)	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価	チ ェ ッ ク ポ イ ン ト	根 拠 法 令	特 記 事 項
(4) 行動援護サービス費					
1 行動援護サービス費	<p>(1) 次の①及び②のいずれにも該当する支援の度合（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）にある利用者に対して、行動援護（当該利用者が居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等をいう。）に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者（指定行動援護事業者）が当該事業を行う事業所に置かれる従業者（行動援護従業者）が行動援護に係る指定障害福祉サービス（指定行動援護）を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>① 区分 3 以上に該当していること。 ② 平成 18 年厚生労働省告示第 543 号「厚生労働大臣が定める基準」の十二の基準を満たしていること。</p>	いる・いない	<p>別表「介護給付費等単位数表」第 4</p> <p>1 行動援護サービス費</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 所要時間 30 分未満の場合 ロ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 <p>○別に厚生労働大臣が定める基準 (平成 18 年厚生労働省告示第 543 ・ 第 4 号) 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第 1 条第 1 項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、同令別表第 1 における調査項目中、「行動関連項目」について、別表第 2 に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の 0 点の欄から 2 点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が 10 点以上であること。</p>	平 18 厚告 523 別表第 4 の 1 の注 1 平 18 厚告 543 の十二準用(四)	
2 行動援護の所要時間について	(2) 指定行動援護を行った場合に、現に要した時間ではなく、行動援護計画及び支援計画シート等（以下「行動援護計画等」という。）に位置付けられた内容の指定行動援護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。	いる・いない		平 18 厚告 523 別表第 4 の 1 の注 2	
2-2 支援計画シート等が未作成の場合	(2)-2 指定行動援護の提供にあたって、支援計画シート等が作成されていない場合、所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数を算定しているか。	いる・いない	<p>○支援計画シート等の未作成減算</p> <p>(1) 算定される単位数 所定単位数の 100 分の 95 とする。なお、当該所定単位数は各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の 100 分の 95 となるものではないことに留意。</p> <p>(2) 支援計画シート等未作成減算については、行動障害を有する者への支援について、関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うために、支援計画シート等を作成することが重要であることに鑑み、支援計画シート等の作成が適切に行われていない場合に報酬告示の規定に基づき、介護給付費を減算することとしているものである。</p> <p>(3) 具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①サービス提供責任者等による指揮の下、支援計画シート等が作成されていないこと。 ②支援計画シート等の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。 	平 18 厚告 523 別表第 4 の 1 の注 2 の 2	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価	チ ェ ッ ク ポ イ ン ト	根 拠 法 令	特 記 事 項
3 所定単位数の取扱いについて	(3) 平成 18 年厚生労働省告示第 548 号「厚生労働大臣が定める者」の十一に定める者が、指定行動援護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。	いる・いない	○所定単位数等の取扱いについて 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に 1 年以上の従事経験を有する者が行動援護を行う場合に所定単位数を算定する。ただし、令和 3 年 3 月 31 日において初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に 2 年以上の従事経験を有する者にあっては、令和 6 年 3 月 31 日までの間は、当該基準に適合するものとみなす。	平 18 厚告 523 別表第 4 の 1 の注 3 平 18 厚告 548 の十一	
4 2人の行動援護従業者による場合	(4) 平成 18 年厚生労働省告示第 546 号「厚生労働大臣が定める要件」の一を満たす場合であって、同時に 2 人の行動援護従業者が 1 人の利用者に対して指定行動援護を行った場合に、それぞれの行動援護従業者が行う指定行動援護等につき所定単位数を算定しているか。	いる・いない	○2人の従業者により居宅介護等を行うことについて利用者から同意を得ている場合であっても、次の①から③までのいずれかに該当する場合とする。 ①障害者等の身体的理由により 1 人の従業者による介護が困難と認められる場合。 ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ③その他障害者等の状況等から判断して、第 1 号又は前号に準ずると認められる場合	平 18 厚告 523 別表第 4 の 1 の注 4 平 18 厚告 546 の一	
5 その他	(5) 行動援護サービス費は、1 日 1 回のみの算定となっているか。	いる・いない		平 18 厚告 523 別表第 4 の 1 の注 5	
6 特定事業所加算	(6) 平成 18 年厚生労働省告示第 543 号「厚生労働大臣が定める基準」の十三に適合しているものとして市長に届け出た指定行動援護事業所において、指定行動援護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1 回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	いる・いない	○特定事業所加算 (1) 特定事業所加算(I) 所定単位数の 100 分の 20 に相当する単位数 (2) 特定事業所加算(II) 所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数 (3) 特定事業所加算(III) 所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数 (4) 特定事業所加算(IV) 所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数	平 18 厚告 523 別表第 4 の 1 の注 6 平 18 厚告 543 の十三準用(一)	
7 特別地域加算	(7) 平成 21 年厚生労働省告示第 176 号「厚生労働大臣が定める地域」に居住している利用者に対して、指定行動援護事業所の行動援護従業者が指定行動援護等を行った場合にあっては、1 回につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	いる・いない		平 18 厚告 523 別表第 4 の 1 の注 7 平 21 厚告 176	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
8 緊急時対応加算	(8) 利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定行動援護事業所等のサービス提供責任者が行動援護計画等の変更を行い、当該指定行動援護事業所等の行動援護従事者が当該利用者の行動援護計画等において計画的に訪問することとなっていない指定行動援護等を緊急に行った場合にあっては、利用者 1 人に対し、1 月につき 2 回を限度として、1 回につき 100 単位を加算しているか。	いる・いない
9 地域生活支援拠点等に 係る加算	(9) (8) の加算が算定されている指定行動援護事業所等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た場合に、更に 1 回につき所定単位数に 50 単位を加算しているか。	いる・いない
10 身体拘束等の廃止・ 適正化のための取組が 適切に行われていない 場合の減算	(10) 指定障害福祉サービス基準第 43 条第 2 項において準用する指定障害福祉サービス基準第 35 条の 2 第 2 項又は第 3 項に規定する基準を満たしていない場合は、1 月につき 5 単位を所定単位数から減算しているか。 ただし、令和 5 年 3 月 31 日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても減算しない。	いる・いない
11 他の障害福祉サービ ス費との重複算定が無 いか	(11) 利用者が行動援護以外の障害福祉サービスを受けている間又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間に、行動援護サービス費を算定していないか。	いる・いない
(2) 初回加算	指定行動援護事業所等において、新規に行動援護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定行動援護等を行った日の属する月に指定行動援護事業所等を行った場合又は当該指定行動援護事業所等のその他の行動援護従事者が初回若しくは初回の指定行動援護等を行った日の属する月に指定行動援護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1 月につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
(3) 利用者負担上限額管 理加算	指定行動援護事業者が、指定障害福祉サービス基準第 43 条第 2 項において準用する指定障害福祉サービス基準第 22 条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
(4) 咳痰吸引等支援体制 加算	指定行動援護事業所等において、咳痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、咳痰吸引等を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、(1) - (6) の (1) の特定事業所加算(I)を算定している場合は、算定しない。	いる・いない

チ ェ ッ ク ポ イ ツ ト	根 拠 法 令	特 記 事 項
	平 18 厚告 523 別表第 4 の 1 の注 8	
○初回加算 200 単位 利用者が、過去 2 月に、当該事業所から指定行動援護等の提供を受けていない場合に算定。	平 18 厚告 523 別表第 4 の 2 の注	
○利用者負担上限額管理加算 150 単位 「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。	平 18 厚告 523 別表第 4 の 3 の注	
○喀痰吸引等支援体制加算 100 単位	平 18 厚告 523 別表第 4 の 4 の注	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
(4) - 2 行動障害支援指導連携加算	支援計画シート等を作成した者が、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者に同行して利用者の居宅を訪問し、心身状況等の評価をサービス提供責任者と共同で行い、かつ、当該サービス提供責任者に対して、重度訪問介護計画を作成するうえでの必要な助言及び指導を行ったときは、指定重度訪問介護等に移行する日の属する月（翌月に移行することが確実に見込まれる場合であって、移行する日が翌月の初日等であるときにあっては、移行をする日が属する月の前日）につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。	いる・いない
(5) 福祉・介護職員処遇改善加算	平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」の十四に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) (1)から(4)-2までにより算定した単位数の1000分の239に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) イにより算定した単位数の1000分の175に相当する単位数 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) イにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数	いる・いない
(6) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」の十五に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。 イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(4)-2までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(4)-2までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数	いる・いない
(7) 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」の十五の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合は、(1)から(4)-2までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	いる・いない

チ ェ ッ ク ポ イ ッ ト	根 拠 法 令	特 記 事 項
○行動障害支援指導連携加算 273単位	平18厚告523 別表第4の4の2の注	
	平18厚告523 別表第4の5の注 平18厚告543の十四準用(二)	
	平18厚告523 別表第4の6の注 平18厚告543の十五準用(三)	
	平18厚告523 別表第4の7の注 平18厚告543の十五の二 準用(三の二)	

チェックポイント	根拠法令	特記事項
<p>(参考) ※ 算定上における端数処理について ① 単位数算定の際の端数処理 　　単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。 　　つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。</p> <p>(例) 居宅介護 (居宅における身体介護 2 時間 30 分以上 3 時間未満で 815 単位)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎研修課程修了者の場合 所定単位数の 70% $815 \times 0.70 = 570.5 \rightarrow 571$ 単位 基礎研修課程修了者で深夜の場合 $571 \times 1.5 = 856.5 \rightarrow 857$ 単位 <p>※$815 \times 0.70 \times 1.5 = 855.75$ として四捨五入するのではない。</p> <p>なお、サービスコードについては、加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数（整数値）である。</p> <p>② 金額換算の際の端数処理 算定された単位数から金額に換算する際に生ずる一円未満（小数点以下）の端数については「切り捨て」とする。</p> <p>(例) 上記①の事例で、このサービスを月に 4 回提供した場合 (地域区分は 1 級地)</p> <ul style="list-style-type: none"> 857 単位 $\times 4$ 回 $= 3,428$ 単位 $3,428$ 単位 $\times 11.20$ 円／単位 $= 38,393.6$ 円 $\rightarrow 38,393$ 円 	平 18 障発第 1031001 第二 1(1)①	
	平 18 障発第 1031001 第二 1(1)②	

(参考) 主な根拠法令等

区分	略号	法 令 等 名
法	法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年 11 月 7 日, 法律第 123 号)
政	施行令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18 年 1 月 25 日, 政令第 10 号)
省	施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成 18 年 2 月 28 日, 厚生労働省令第 19 号)
令	平 18 厚 令 40	障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成 26 年 1 月 23 日, 厚生労働省令第 5 号)
告	平 18 厚 令 171	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年 9 月 29 日, 厚生労働省令第 171 号)
示	平 18 厚 告 169	廃止前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年 9 月 29 日, 厚生労働省告示第 169 号)
	平 18 厚 告 523	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年 9 月 29 日, 厚生労働省告示第 523 号)
	平 18 厚 告 538	指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成 18 年 9 月 29 日, 厚生労働省告示第 538 号)
	平 18 厚 告 539	厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成 18 年 9 月 29 日, 厚生労働省告示第 539 号)
	平 18 厚 告 543	厚生労働大臣が定める基準(平成 18 年 9 月 29 日, 厚生労働省告示第 543 号)
	平 18 厚 告 546	厚生労働大臣が定める要件(平成 18 年 9 月 29 日, 厚生労働省告示第 546 号)
	平 18 厚 告 548	厚生労働大臣が定める者(平成 18 年 9 月 29 日, 厚生労働省告示第 548 号)
	平 21 厚 告 176	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域(平成 21 年 3 月 3 日, 厚生労働省告示第 176 号)
通	平 18 障 発 第 1206001 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成 18 年 12 月 6 日, 障発第 1206001 号)
知	平 18 障 発 第 1031001 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 1 月 31 日, 障発第 1031001 号)
等	平 17 障 発 第 1020001 号	障害者(児)施設における虐待の防止について(平成 17 年 1 月 2 日, 障発第 1020001 号)
市	市条例 第 52 号	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する条例(平成 24 年 12 月 25 日, 条例第 52 号)

